

北野体育館高天井用照明器具取替修繕仕様書

1 件 名

北野体育館高天井用照明器具取替修繕

2 履行場所

北野体育館（久留米市北野町中3253）

3 履行期間

契約の翌日から令和5年3月10日まで

なお、現場での作業は令和5年1月5日から3月10日までとする。

4 修繕内容

北野体育館の照明設備を更新修繕するもの

- ・照明設備（既設セラミックメタルハイトランプ 300W）14台 LED化
- ・安定器撤去及び配線接続
- ・試験調整
- ・完成図書納品
（配線図、平面図、照度測定結果、業務前後の分かる写真、材料一覧）
- ・既設撤去品の産業廃棄物運搬処理

5 留意事項

下記の事項に留意すること。

- ・修繕作業は、施設の業務に支障のないように行うこと。
- ・作業日時は、体育館の閉鎖期間である期間内で市担当者との打ち合わせの上、決定すること。
- ・官公署、その他への諸手続き及び費用は全て受注者負担とする。
- ・契約履行に必要な電力、水は無償で支給する。
ただし、使用するために必要な仮設設備は受注者側で準備すること。
- ・修繕に伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。

6 その他 【暴力団排除に関する事項】

受注者は、本件の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）暴力団等から不当要求による被害または作業妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市担当者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- （3）排除対策を講じたにもかかわらず、作業に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市担当者と工程に関する協議を行うこと。